

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 2 月 26 日（令和 7 年（行情）諮問第 286 号ないし同第 291 号）及び同年 4 月 10 日（同第 426 号ないし同第 430 号）

答申日：令和 8 年 9 月 4 日（令和 8 年度（行情）答申第 502 号ないし同第 507 号及び同第 510 号ないし同第 514 号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 2 に掲げる 11 文書（以下、順に「本件対象文書 1」ないし「本件対象文書 11」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。） 3

条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年12月27日付け防官文第20145号ないし同第20155号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分11」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 諮問第286号（原処分1関係）

原処分1に係る開示請求は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる43文書を特定し、平成25年12月24日付け防官文第17024号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った。

先行処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分1において開示した文書に加え本件対象文書1を特定し、本件対象文書1は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20145号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第286号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 諮問第287号（原処分2関係）

原処分2に係る開示請求は、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる30文書を特定し、平成26年1月31日付け防官文第989号により、法5条3号に該当する部分、欧州及びアフリカに関する情報資料並びに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分2」という。）を行った。

先行処分2を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分2において開示した文書に加え本件対象文書2を特定し、本件対象文書2は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日

付け防官文第20146号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第287号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

（3）諮問第288号（原処分3関係）

原処分3に係る開示請求は、別紙の1（3）に掲げる文書（以下「本件請求文書3」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる25文書を特定し、平成26年3月4日付け防官文第2489号により、法5条3号に該当する部分、欧州に関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分3」という。）を行った。

先行処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分3において開示した文書に加え本件対象文書3を特定し、本件対象文書3は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20147号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第288号の前提となる審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

（4）諮問第289号（原処分4関係）

原処分4に係る開示請求は、別紙の1（4）に掲げる文書（以下「本件請求文書4」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる28文書を特定し、平成26年3月31日付け防官文第4617号により、法5条3号に該当する部分、欧州に関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分4」という。）を行った。

先行処分4を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分4において開示した文書に加え本件対象文書4を特定し、本件対象文書4は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20148号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第289号の前提となる審査請求は、原処分4に対して提起されたものである。

（5）諮問第290号（原処分5関係）

原処分5に係る開示請求は、別紙の1（5）に掲げる文書（以下「本件請求文書5」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる33文書を特定し、平成26年4月24日付け防官文第6022号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分

(以下「先行処分5」という。)を行った。

先行処分5を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分5において開示した文書に加え本件対象文書5を特定し、本件対象文書5は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20149号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分5)を行った。

諮問第290号の前提となる審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

(6) 諮問第291号(原処分6関係)

原処分6に係る開示請求は、別紙の1(6)に掲げる文書(以下「本件請求文書6」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる30文書を特定し、平成26年5月30日付け防官文第7843号により、法5条3号に該当する部分、欧州に関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分6」という。)を行った。

先行処分6を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分6において開示した文書に加え本件対象文書6を特定し、本件対象文書6は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20150号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分6)を行った。

諮問第291号の前提となる審査請求は、原処分6に対して提起されたものである。

(7) 諮問第426号(原処分7関係)

原処分7に係る開示請求は、別紙の1(7)に掲げる文書(以下「本件請求文書7」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる27文書を特定し、平成26年6月13日付け防官文第8434号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分7」という。)を行った。

先行処分7を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分7において開示した文書に加え本件対象文書7を特定し、本件対象文書7は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20151号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分(原処分7)を行った。

諮問第426号の前提となる審査請求は、原処分7に対して提起されたものである。

(8) 諮問第427号(原処分8関係)

原処分8に係る開示請求は、別紙の1(8)に掲げる文書(以下「本

件請求文書 8」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる 24 文書を特定し、平成 26 年 7 月 11 日付け防官文第 10525 号により、法 5 条 3 号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分 8」という。)を行った。

先行処分 8 を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分 8 において開示した文書に加え本件対象文書 8 を特定し、本件対象文書 8 は法 5 条 3 号に該当するため、平成 30 年 12 月 27 日付け防官文第 20152 号により、法 9 条 2 項の規定に基づく不開示決定処分(原処分 8)を行った。

諮問第 427 号の前提となる審査請求は、原処分 8 に対して提起されたものである。

(9) 諮問第 428 号(原処分 9 関係)

原処分 9 に係る開示請求は、別紙の 1 (9)に掲げる文書(以下「本件請求文書 9」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる 24 文書を特定し、平成 26 年 8 月 13 日付け防官文第 12226 号により、法 5 条 3 号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分 9」という。)を行った。

先行処分 9 を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分 9 において開示した文書に加え本件対象文書 9 を特定し、本件対象文書 9 は法 5 条 3 号に該当するため、平成 30 年 12 月 27 日付け防官文第 20153 号により、法 9 条 2 項の規定に基づく不開示決定処分(原処分 9)を行った。

諮問第 428 号の前提となる審査請求は、原処分 9 に対して提起されたものである。

(10) 諮問第 429 号(原処分 10 関係)

原処分 10 に係る開示請求は、別紙の 1 (10)に掲げる文書(以下「本件請求文書 10」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙(略)に掲げる 30 文書を特定し、平成 26 年 9 月 24 日付け防官文第 14056 号により、法 5 条 3 号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分 10」という。)を行った。

先行処分 10 を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分 10 において開示した文書に加え本件対象文書 10 を特定し、本件対象文書 10 は法 5 条 3 号に該当するため、平成 30 年 12 月 27 日付け防官文第 20154 号により、法 9 条 2 項の規定に基づく不開示決定処分(原処分 10)を行った。

諮問第４２９号の前提となる審査請求は、原処分１０に対して提起されたものである。

(１１) 諮問第４３０号（原処分１１関係）

原処分１１に係る開示請求は、別紙の１（１１）に掲げる文書（以下「本件請求文書１１」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる２２文書を特定し、平成２６年１０月２７日付け防官文第１５８２３号により、法５条３号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分１１」という。）を行った。

先行処分１１を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分１１において開示した文書に加え本件対象文書１１を特定し、本件対象文書１１は法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１５５号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分１１）を行った。

諮問第４３０号の前提となる審査請求は、原処分１１に対して提起されたものである。

(１２) 諮問第２８６号ないし同第４３０号

なお、原処分に対する審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年１か月及び約６年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について（諮問第２８６号ないし同第４３０号）

本件対象文書の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

３ 審査請求人の主張について（諮問第２８６号ないし同第４３０号）

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、その全てが同条３号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和７年２月２６日 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第２

- | | |
|-------------|--|
| | 86号ないし同第291号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年3月14日 | 審議(同上) |
| ④ 同年4月10日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第426号ないし同第430号) |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑥ 同月25日 | 審議(同上) |
| ⑦ 令和8年8月28日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施(令和7年(行情)諮問第286号ないし同第291号)、令和7年(行情)諮問第286号ないし同第291号及び同第426号ないし同第430号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の全部を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、本件対象文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集・分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件は、各審査請求から諮問までに約6年1か月及び約6年2か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理

とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第286号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年10月分)及び当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第287号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年11月分)及び当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第288号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年12月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(4) 本件請求文書4 (諮問第289号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年1月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(5) 本件請求文書5 (諮問第290号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年2月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(6) 本件請求文書6 (諮問第291号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年3月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(7) 本件請求文書7 (諮問第426号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年4月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(8) 本件請求文書8 (諮問第427号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年5月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(9) 本件請求文書9 (諮問第428号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年6月分)

及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(10) 本件請求文書10 (諮問第429号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年7月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

(11) 本件請求文書11 (諮問第430号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年8月分)及び当該記事一覧。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第286号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年10月分)に係る行政文書のうち、先行処分1により開示決定した以外の文書

(2) 本件対象文書2 (諮問第287号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年11月分)に係る行政文書のうち、先行処分2により開示決定した以外の文書

(3) 本件対象文書3 (諮問第288号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年12月分)に係る行政文書のうち、先行処分3により開示決定した以外の文書

(4) 本件対象文書4 (諮問第289号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年1月分)に係る行政文書のうち、先行処分4により開示決定した以外の文書

(5) 本件対象文書5 (諮問第290号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年2月分)に係る行政文書のうち、先行処分5により開示決定した以外の文書

(6) 本件対象文書6 (諮問第291号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2014年3月分)に係る行政文書のうち、先行処分6により開示決定した以外の文書

(7) 本件対象文書7 (諮問第426号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１４年４月分）に係る行政文書のうち、先行処分７により開示決定した以外の文書

（８）本件対象文書８（諮問第４２７号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１４年５月分）に係る行政文書のうち、先行処分８により開示決定した以外の文書

（９）本件対象文書９（諮問第４２８号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１４年６月分）に係る行政文書のうち、先行処分９より開示決定した以外の文書

（１０）本件対象文書１０（諮問第４２９号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１４年７月分）に係る行政文書のうち、先行処分１０により開示決定した以外の文書

（１１）本件対象文書１１（諮問第４３０号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１４年８月分）に係る行政文書のうち、先行処分１１により開示決定した以外の文書